

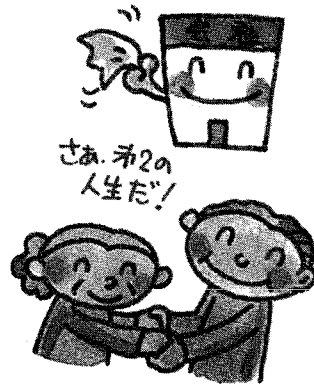
国民健康保険からのお知らせ!!

◎退職者医療制度をごぞんじですか。

転職先の健康保険などに加入する場合や以前勤めていた会社の健康保険を任意継続（2年間）する場合以外は、国保に加入しなければなりません。長年会社などの勤めを終えて退職し、年金を受けている70歳未満の国保加入者およびその家族は、退職者医療制度で受診することになります。

■適用を受ける人

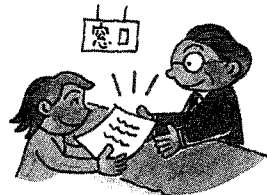
- 国保に加入している人
- 老人保健法の適用を受けていない人
- 厚生年金や各種共済組合などから老齢（退職）年金を受けている人、または通算老齢（退職）年金を受けている人で、これらの年金加入期間が20年以上（40歳以上は10年以上）ある人
- 退職被保険者本人の扶養家族



■手続き方法

退職者医療制度は年金の受給資格が発生した当日から適用されます。年金証書を受けとったら14日以内に届け出ましょう。

申請に必要なもの
年金証書、印かん、保険証



退職者医療制度の一部負担金

	本人	扶養家族
通院	2割	3割
入院	2割	2割



●特例療養費の支給●

退職者医療制度に該当する人が、「年金証書」が届いていないためにやむをえず一般被保険者証で診療を受けた場合は、申請によりあとで差額分（本人は1割、扶養家族は入院のみ1割）が払い戻されます。

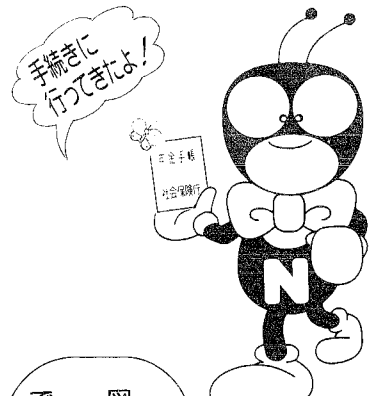
※わからないことがありましたら国保係（窓口2番）
または38-3111（内線139）までお願いします。

ゆめあり通信

第1号被保険者
日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業・自営業者・学生など、及びその配偶者

第2号被保険者
厚生年金、共済組合に加入している会社員、公務員など

第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人



国民年金は職業などにより、左図のように三種類に分かれます。加入した後、保険料を納めないで未納のままになっていると……

20歳になっただけで国民年金

社会人、学生を問わず加入するのが、社会のルールです。

あなたの受ける年金額＝（65歳受給）

$$799,500 \times \frac{\text{保険料納月数} + \text{保険料免除月数} \times 1/3}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}}$$

※繰下げ繰上げ請求をすると年金額は増減します

また、年金を受けるためには、最低でも二五年の資格期間が必要ですが、年金を受ける資格があっても、加入可能年数の加入期間

①老齢基礎年金が満額受けられないだけでなく、年金そのものが受けられない場合があります。

老齢基礎年金は次の計算式で年金額が決まるため、納め忘れが多くなればなるほど年金額が少なくなります。

②資格期間二五年には、様々な特例措置等があります。

③障害基礎年金は、障害の程度によって、加入可能年数とは、国民年金の始まった昭和三六年四月以降の二〇歳から六〇歳までの年数です。

④初診日（障害のもとになった病気やけがが初めて医師にかかった日）の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間を合わせた期間が三分の二以上あること。

⑤初診日以降に納付した場合は納付していないものとされません。

⑥遺族基礎年金を受給する場合には、亡くなった人について障害基礎年金と同様の納付状況が必要となります。

⑦国民年金法に定める一、二級になっても、国民年金保険料の納付状況が次の①、②のどちらかを満たさないと受給することはできません。

⑧初診日（障害のもとになった病気やけがが初めて医師にかかった日）の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間を合わせた期間が三分の二以上あること。

⑨初診日が平成一八年四月一日前の場合は、①の条件を満たさなくても初診日の前々月までの一年間のうちに保険料の滞納がないこと。

⑩初診日以降に納付した場合は納付していないものとされません。

例1 加入可能年数40年の人が40年納付した場合

$$799,500 \times \frac{480 \text{ (40年)}}{480 \text{ (40年)}} = 799,500 \text{ 円}$$

例2 加入可能年数40年の人が35年納付し5年未納の場合

$$799,500 \times \frac{420 \text{ (35年)}}{480 \text{ (40年)}} = 699,600 \text{ 円}$$

※年金額は50円未満切り捨て、50円以上切上げ